

第14回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年5月5日（火）15:00～15:15
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、野呂雇用経済部副部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、岡警察本部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、辻四日市市健康福祉部長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

議題1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況について

（服部危機管理統括監）

- ・第14回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症の県内発生状況について、事務局より説明をお願いする。

（田辺医療保健部医療政策統括監）資料1により説明

- ・5月4日時点で累計患者数は、45名。特に4月中旬に患者が多い。
- ・年代別では50代以上が約半数。30代以上で約8割となっている。
- ・入院者は現在（5月4日時点）16名。
- ・陽性率は患者発生時に高くなるが、全体では2.2%。他県と比べても低い水準となっている。
- ・年度の変わり目に人の往来が多く、その影響で4月中旬に患者数が増えたと考えられる。
- ・4月10日に感染拡大阻止緊急宣言また4月20日に三重県緊急事態措置がとられ、その後患者数が減少している。
- ・県内では新規患者の発生は抑えられているが、海外や他県では依然患者がみられるため、ゴールデンウィークまた、ゴールデンウィーク明けの人の移動により、ウイルスが持ち込まれ、患者が発生する可能性がある。また、その際密の状況があるとクラスターが発生する可能性もあるため、患者数の急激な上昇を引き起こさないためにも、引き続き感染対策が必要である。

議題2 「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』 ver. 2～三重を守るために～」について

(服部危機管理統括監)

- ・「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』ver. 2～三重を守るために～」について、総括部より説明をお願いします。

(清水防災対策部副部長) 資料2、別冊により説明

- ・4月20日に発表した「三重県緊急事態措置」は5月6日までが期間となっているが、国における基本的対処方針の変更をふまえ、第2弾となる緊急事態措置をとりまとめた。
- ・期間は5月7日から5月31日までとする。
- ・対象区域は県内全域。
- ・外出自粛の徹底について、県内の感染者の感染経路の9割が県外からとなっており、県境を越える移動の自粛について、生活の維持に必要な場合を除き、これまで以上に徹底をお願いしたい。一方で、県内における移動については、社会経済活動の維持の観点もふまえ、「遊興施設等」への外出の自粛や「三つの『密』」の回避、人との距離の確保等について十分に注意いただいたうえで、移動の自粛要請は行わない。
- ・県内感染者の9割以上が県外由来であることをふまえ、生活の維持に必要な場合を除く観光やレジャー、帰省などでの三重県への移動は自粛をお願いします。
- ・衛生管理と体調管理、三つの密の回避、人との距離の確保、「新しい生活様式」の実践など、一人ひとりが行動を見直し、感染症に強い生活様式を身に付けるようお願いします。
- ・企業等の皆さまに対し、感染防止対策の徹底を改めてお願いします。併せて、県外からの訪問客の受入れを強くお願いするとともに、県外への出張を控えていただくようお願いします。また、在宅勤務の積極的な活用、休暇や勤務時間短縮等への配慮をお願いします。
- ・イベント開催について、クラスター発生の恐れがあるイベント、三つの『密』の発生が考えられる集まりについては引き続き、原則、中止または延期をお願いします。県内の感染状況をふまえ、「比較的少人数」で、「県外からの参加者が見込まれない」イベントについては、徹底した感染防止対策を講じた上で、開催を可能とする。
- ・患者やその家族、医療従事者はもちろんのこと、県外から仕事や通院などでやむを得ない事情で来ている方などに対しても、感染は誰にでも起こりうることであるため、偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないようお願いします。

- ・休業要請について、事業者の皆さまにはこれまでも感染防止対策にご協力をいただいているところであるが、感染者の感染経路の9割以上が県外由来であること、特定警戒都道府県に隣接していることもふまえ、クラスター発生の可能性が高い施設など一部の施設について引き続き、使用停止をお願いする。
- ・劇場や博物館、ホテル、旅館、屋外体験施設などについては、休業は要請しないが、県外からの訪問客の利用のご遠慮または延期していただくための対策を依頼する。
- ・緊急事態措置を一部緩和することで、感染拡大の第二波が発生し、医療への過度の負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染者等についてモニタリングを行い、一定の水準を超えた場合は、感染拡大防止のため、緊急事態措置の強化を検討する。

議題3 事業者に対する支援について

(服部危機管理統括監)

- ・事業者に対する支援について、経済対策部より説明をお願いします。

(1) 三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金(感染防止対策型)

(野呂雇用経済部副部長) 資料3により説明

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模企業が、事業の継続や再開に向けて取り組む感染防止対策を支援するため、「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」を拡充し、新たに「感染防止対策型」を創設する。
- ・補助対象者は、そもそも対象者であること(中小・小規模企業、売上が前年同月比15%以上減)に加え、社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間、近距離での接触を伴う接客サービスを行うなど、特に感染防止対策を必要とする事業者。
- ・補助金額は最大10万円で、消毒液、マスク等の購入、店舗レイアウトの変更など感染防止にかかる様々な費用を対象とする。
- ・申請手続き等の詳細については後日公表する。
- ・この補助金については、既決予算の一部を活用しており、申請状況をふまえ、量的な充実についても、補正予算も含め検討する。

(2) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる三重県への来県延期協力金(屋外体験施設)」

(前田農林水産部長) 資料4により説明

- ・例年この季節に県外から大勢の観光客が訪れ、本年4月20日の緊急事態措置

発出以降も県外からの来訪者が多く見受けられる釣り、潮干狩り、ダイビング、登山、キャンプ、自然体験、ゴルフを目的とした観光客を受け入れている事業者が、予約を延期等いただく場合に交付し、これにより緊急事態措置の延長後も県境を越える人の移動を抑制し、県内における新型コロナウイルス感染症拡大の防止や、地域の不安の払拭に努めるものである。

- ・対象事業者は資料に記載のとおり
- ・対象要件は4月20日（月）から5月31日（日）までの間、対象事業者が観光客の予約を延期あるいは、予約を受け入れないために自主休業を行っていただくことなど。
- ・支給額は予約延期・キャンセル1件あたり6千円、1事業者につき12万円を上限とする。
- ・相談窓口を農林水産部と観光局で連携し、5月7日午後2時に開設予定。
- ・当協力金は補正予算が県議会で可決された場合に実施する。

（3）「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金」の期間延長

（河口観光局長）資料5により説明

- ・GW期間中の宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して交付してきた協力金について、引き続き県境を越える人の移動の抑制に向け、対象となる期間を5月31日まで延長する。
- ・5月6日までとしていた宿泊予約の期間について、5月31日まで延長する。
- ・予約の先延ばしまたはキャンセル1人泊あたり6千円、1施設あたり12万円を上限に変更はない。既に上限の12万円の支給を受けている施設は追加で支給を受けることはできないが、支給額が12万円未満の場合には、延長された期間の宿泊予約の延期についても対象として申請することが可能。
- ・引き続き相談窓口で相談を受け付ける。
- ・対象期間延長に伴う申請手続き等の詳細は後日公表する。

（大橋子ども・福祉部長）

- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる三重県への来県延期協力金（屋外体験施設）」については、4月20日にさかのぼって対象とすとなっているが、「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）」についても同様の扱いとするのか。

（野呂雇用経済部副部長）

- ・検討しており詳細については後日公表したい。

議題4 その他

(木平教育長)

- ・ 県立学校の教育活動について、現在、児童生徒の安全安心を第一に考え、5月31日まで臨時休業とし、国の方針、専門家会議の分析、県内や隣接県の状況を勘案して、5月20日に登校日の設定の判断を、5月25日に学校の再開を判断することとしている。
- ・ 現在学校では臨時休業中にも学びを継続するため、オンライン教育を活用して、生活リズムの維持、効果的な学習活動を進めている。国の基本的対処方針や、5月1日の文部科学省通知を踏まえ、今後臨時休業中の登校日を設定する場合、過密な状況を回避した学習環境や、登下校時のバスの増便など、感染予防対策を徹底した上で、多くの生徒が1度に登校することを避けるため、進学や就職を控えている、高校3年生の登校を多くするなど、学年別分散登校日を検討する。
- ・ 登校日の実施の判断は、5月20日に行うこととしているが、5月14日とされている国における最新の分析や、県内や隣接県の感染状況等によっては、5月20日までに判断することもあり得る。

(大西地域連携部長)

- ・ 各市町において地域の実情に応じた様々な取組を行っていただいている。引き続き、市町との連携が非常に重要となるので、地域連携部でもその役割を果たしていくので、各部局においてもよろしく願いたい。

議題5 知事指示事項

(鈴木知事)

- ・ 指示事項として8点申し上げる。
- ・ 今回取りまとめた緊急事態措置をふまえ、引き続き高い緊張感を維持し、感染予防と社会機能の維持の両立に向け、全庁一丸となつて的確に対応すること。苦しい戦いが続く中、県民の皆さんや関係機関の皆さんが確実に措置を実施できるよう、引き続き、きめ細かく関係機関と連携して取り組むこと。
- ・ 三重県は東海三県の中でも特に、これまでの措置内容からの変更点が多いことから、各部局がそれぞれ持つあらゆるネットワークや広報ツールを駆使して、県民、事業者、関係団体等に対し、早急かつ幅広く周知すること。
また、全職員があらゆる場面で、関係者の皆さんに、早急に、幅広く、繰り返し周知し、県民の皆さんにご協力いただけるよう取り組むこと。
- ・ これまでの新型コロナウイルス感染症との戦いの中で苦境に立たされている事業者の皆さんへの支援を強化していくため、新たに設ける補助金の量的・質的充実、また、協力金をはじめ、既存の経済対策事業等についてしっかり周知

し、協力を検討する事業者等が抱く事業活動や経済的不安に関しては、丁寧に対応すること。

また、雇用調整助成金等、新型コロナウイルス感染症に関する経済的減収の対応のための制度を十分に活用いただけるよう、しっかりと周知し、県民の皆さんの不安解消に努めること。

- ・国の専門家会議において示された「新しい生活様式」の実践例や「人との接触を8割減らす10のポイント」について、積極的に生活に取り入れていただけるよう幅広く周知すること。また、県職員が率先して実践し、感染症対策に向けた行動変容を引き続き進めていくこと。

- ・今回、県外からの感染拡大を防止するため、苦渋の決断として県外からの人の移動を自粛していただくよう要請を行うこととなった。しかしながら、やむを得ない事情により県内に来られる方、単身赴任などで県内在住だが何らかの事情で自家用車が県外ナンバーである方なども、県内にはおられる。このような方々が、不快な思いをしたり、差別や偏見を受けたりすることはあってはならない。

各部局においては、これまで以上に、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われぬよう呼びかけること。

- ・感染拡大の防止や、県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気を出して情報の公表に応じていただいた個人や企業に対し、誹謗、中傷がなされることも、当然あってはならない。

県民の皆様の不安解消の観点からも、県職員が率先し、正確な情報を迅速かつ的確に発信し、県民の皆様の不安払しょくに努めること。

- ・県立学校については、国の「基本的対処方針」において「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく」とされたことをふまえ、国における新たな判断や県内、近隣県の感染状況を確認しながら、子どもたちの安全・安心と学びの継続の両立に向け、市町、市町教育委員会と連携、コミュニケーションを図り、取り組みを進めること。
- ・全国における感染拡大の状況等によってはある程度長期の対応となることも想定される。各所属においては、短期的な視野ではなく先の状況までを予測し、徹底的に業務の必要性を見直すとともに、オンライン会議や、在宅勤務等の活用により、感染を防止し、接触機会を低減しながらも、業務が進められるよう、業務体制の見直しを併せて進めること。

(服部危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・以上で本部員会議を終了する。